

4 6 公 局 第 1 8 8 号

4 6 保 局 第 2 4 1 号

昭和 4 6 年 5 月 8 日

通 商 産 業 局 長 殿

通 商 産 業 省 公 益 事 業 局 長

通 商 産 業 省 公 害 保 安 局 長

ガス事業法第 4 7 条の 2 の運用について

ガス事業法第 4 7 条の 2 の運用に当たって、高圧ガス取締法の適用除外とされる範囲については、次のとおり運用することとしましたので、通知します。

1 昨年 1 0 月 1 2 日に施行されたガス事業法の一部改正により、高圧ガスに係るガス工作物の保安規制を十分に担保し得るよう保安規制を強化したが、このことにかんがみ、従来高圧ガス取締法の適用対象となっていたガス事業またはガス工作物については、これの適用を除外することとなった。

2 高圧ガス取締法中の高圧ガスの製造（販売）施設に関する規定が除外とされる範囲について具体的事例を示すと、次のとおりである。

- (1) ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送器、整圧器、導管、送電設備その他の工作物及びこれらの付属設備であって、ガス事業の用に供するもの。
- (2) (1)に掲げる設備と一体となって同一事業場内に設置され、ガスの製造の用に供される次の工作物（(1)に掲げる設備から分離、独立させると、ガスの安定供給または保安確保に支障を及ぼすような工作物）。なお、「一体となって」とは、通常、配管等によって接続されている場合をいうが、その場合であっても、例えばプラントの境界が判別できる副産物精製設備、タールからピッチ等を精製処理する設備等いわゆる二次副産物を製造する設備に多いと思われる。）等について  
イ 一体となっているものはみられないから注意すること。  
ロ 液化ガス用貯槽、気化装置および液化ガス用ボンブ  
ハ 液化ガス貯槽を保冷するための液化窒素のストレージタンク  
ニ ナフサの水素脱硫装置  
ホ 液化ガスの受入、出荷設備

- 3 高圧ガス取締法中の高圧ガスの製造（販売）施設に関する規定が適用除外とならない事例を示すと、次のとおりである。
  - (1) もっぱら、試験、研究用に供される設備
  - (2) 本社または工場の冷房用の冷凍設備
- 4 以上のほか、高圧ガス取締法の規定の適用除外について、不明確な事例があるときは、当省に照会すること。
- 5 高圧ガス取締法中適用除外となる規定
  - (1) 高圧ガスの製造または販売の事業に関する規定
    - 第 5 条 （製造の許可等）
    - 第 6 条 （販売事業の許可）
    - 第 7 条～第 9 条 （許可の欠格事由、許可の取消等）
    - 第 10 条 （承 継）
    - 第 21 条 （製造の廃止等の届出）
    - 第 26 条 （危害予防規程）
    - 第 27 条 （保安教育）
    - 第 28 条 （作業主任者、販売主任者および販売の方法）
  - (2) 高圧ガスの製造または販売の施設に関する規定
    - 第 11 条～第 14 条 （製造のための施設および製造の方法）
    - 第 14 条の 2、第 14 条の 3 （販売のための施設および販売の方法）
    - 第 15 条～第 19 条 （貯蔵、貯蔵所）
    - 第 20 条 （完成検査）
    - 第 23 条第 2 項 （移 動）
    - 第 26 条 （危害予防規程）
    - 第 35 条 （保安検査）
    - 第 35 条の 2 （定期自主検査）
    - 第 36 条 （危険時の措置および届出）
    - 第 39 条 （緊急措置）
    - 第 62 条 （立入検査）
    - 第 63 条 （事故届）
    - 第 64 条 （現状変更の禁止）